

1963年6月30日(第14日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前11時40分~午後7時6分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天	久	森	大	2番	北	嘉	定	亮	3番	天	久	盛	雄
4番	安	宮	大	信	5番	石	川	高	大	6番	仲	村	察	果
7番	齋	嶺	三	原	8番	石	川	英	正	9番	安	里	安	明
10番	又	吉	三	弘	11番	石	川	喜	繁	12番	大	川	昇	昇
13番	伊	佐	真	得	14番	仲	村	喜	永	15番	大	里	昌	昌
16番	宮	里	敏	行	17番	伊	佐	貞	寿	18番	中	里	幸	助
19番	武	島	行	男	20番	仲	村	盛	光	21番	古	波	清	次

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲	村	春	勝	助	役	具	屋	真	徳				
総務課長	松	川	正	綱	財政課長	当	山	全	喜	経済課長	沢	し	安	一
水道課長	奥	里	将	俊	建設課長	島	袋	昌	榮					

7. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長	松	川	正	綱	書記	照	屋	毅	伊	佐	正	綱
-----	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 議案第12号, 1964年度宜野湾市才入才出予算について  
日程第2. 議案第20号, 宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例  
日程第3. 議案第21号, 宜野湾市議員定数条例の一部を改正する条例  
日程第4. 議案第13号, 1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算  
日程第5. 議案第28号, 工事請負契約を結ぶことについて。  
日程第6. 議案第29号, 宜野湾市議会会議規則の一部を改正する条例  
日程第7. 決議案第4号, 政府道(35号線)の低軌方要請決議について  
日程第8. 決議案第5号, 所得税減税実施促進方要請決議について。

1963年6月30日(第14日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前11時40分～午後7時6分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天安久	豪太郎	2番	比嘉定	亮	3番	天久	盛	雄
4番	安次富	盛信	5番	石川	六	6番	仲村	安	泉
7番	福嶺	正康	8番	石田	正	9番	安里	川	明
10番	又吉	正弘	11番	石川	繁	12番	大川	盛	昇
13番	伊佐	真得	14番	石仲	喜	15番	大宮	城	昌
16番	宮里	敏行	17番	伊佐	貞	18番	中里	幸	助
19番	武島	行男	20番	伊仲	盛	21番	古波	藏	清次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村 泰勝	助役	具屋 真徳
総務課長	松川 正敏	財政課長	当山 全喜
水道課長	奥里 将俊	建設課長	島袋 昌榮
		経済課長	沢し 安一

7. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川 正敏 書記 照屋 毅 伊佐 正敏

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 議案第12号, 1964年度宜野湾市才入才出予算について  
日程第2. 議案第20号, 宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例  
日程第3. 議案第21号, 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例  
日程第4. 議案第13号, 1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算  
日程第5. 議案第28号, 工事請負契約を結ぶことについて。  
日程第6. 議案第29号, 宜野湾市議会会議規則の一部を改正する条例  
日程第7. 議案第4号, 政府道(35号線)のほ装方要請決議について  
日程第8. 決議案第5号, 所得税減税実施促進方要請決議について。

9. 会議のてん末

議長～出席議員18名であります。市町村自治法第53条の規定によつて、議会は成立いたしますので、只今より本日の会議を開きます。  
(午前11時40分)

議長～議案第12号、1964年度宜野湾市才入才出予算についてを議題といたします。

議長～昨日に引き続き休憩して全体協議会に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議長～12番、16番、1番議員の出席を報告いたします。

議長～暫休憩いたします。(午前11時43分)

議長～再開いたします。(午後4時)

議長～お諮りいたします。只今定刻4時であります。時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後4時1分)

議長～再開いたします。(午後4時23分)

議長～議案第12号、1964年度宜野湾市才入才出予算については質疑の段階において継続協議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議長～議案第20号、宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例について  
と議案第21号、宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案は先きに総務委員会に付託してありましたが、委員会より審査報

9. 会議のてん末

議長～出席議員18名であります。市町村自治法第53条の規定によつて、議会は成立いたしますので、只今より本日の会議を開きます。  
(午前11時40分)

議長～議案第12号、1964年度宜野湾市才入才出予算についてを議題といたします。

議長～昨日に引き続き休憩して全体協議会に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議長～12番、16番、1番議員の出席を報告いたします。

議長～暫休憩いたします。(午前11時43分)

議長～再開いたします。(午後4時)

議長～お語りいたします。只今定刻4時であります。時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後4時1分)

議長～再開いたします。(午後4時23分)

議長～議案第12号、1964年度宜野湾市才入才出予算については質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議長～議案第20号、宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例についてと議案第21号、宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案は先きに総務委員会に付託してありましたが、委員会より審査報



告書がまいておりますので、一応書記長をして朗読せしめます。

議長～暫休憩いたします。(午後4時25分)

議長～再開いたします。(午後4時26分)

議長～船務委員長の報告を求めます。

船務委員 長～本議案は現在の部課設置を市に昇格後重大な本格的な機構を市に  
 ふさわしい様な機構に改め、そして行政事務の効率を及ぼす事を目的として  
 を図るために現機構を改称して、本会議の期に於いて慎重に審査をいたして  
 を修正してあります。先きの本会議におきまして、委員の意見により  
 が与えられた委員会の期に於いて、本会議におきまして、委員の意見  
 が、そして去る28日の本会議におきまして、委員の意見により  
 本会議の審議に付された訳であります。本会議におきまして、委員の意見  
 本会元をいたしまして、審議を進めたのであります。委員の意見により  
 おいて、若干委員会の目的とどかなくない点が見え、不備な点を更に  
 ます。そこで去つた28日の本会議において、その不備な点を更に  
 員会が再検討するという様なことと委員会が一応撤回を告げまして  
 あります。そこで本会議の了解を求めて、そしてその先に修正を告  
 書が一応撤回された訳であります。更に委員会といたしましては、  
 月30日非公式には昨日からこの問題について検討を加えておりました  
 そこで去る本会議が指摘された部分において全体協議会を持ちまして  
 一応全員で検討した訳であります。そこで委員会の検討が出来なかつた  
 一部面を指摘されました。その面を修正して改めて委員会の報告として  
 先程朗読いたしました報告の内容であります。特に一部修正につきま  
 しては、原案の企画を船務課に改めてありますが、それにつきま  
 しては、当局の意向としておる所が奈辺にあるかといつた様な面を  
 た場合に従来の企画立案、統合といつた様な重大な職務が船務課  
 の中の事務分しようとしておつた訳であります。従来船務課が余  
 りにも事務分しようが多すぎたためにどうしても、その目的を容易に  
 達成出来なかつたといつた様な点が充分かかえられてあります。  
 そこで企画、船務課、民生課という3つに区分したのが原案であり  
 ます。そこでその内容と名称の問題を一応は検討しましたが、どうし  
 ても、しつくり行かない部面がありまして、そこで当局においても出  
 来るだけ内容とマッチした所を名称にしたいといふ様な見解も聞いて  
 おりますので、委員会が事務分しようのあり方について検討し、そ  
 して一部を事務分しようの一部を修正した時にどうも名称とつり合  
 いが、これではまずいといふ様なことと名称を従来の原案を企画の  
 名称を船務課に改めて、そして当局が考えている様な企画立案から、  
 その事務によつては執行までやらせるんだといふ様な考えをある程  
 マッチせしめるために企画の名称を船務課に改めた理由であります。  
 更に原案の船務課の中にありました所の人事の問題或は庶務の關係に  
 ついては、企画を船務に改めた以上は、この人事關係も施策につな

告書がまいておりますので、一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時25分)

議 長～再開いたします。(午後4時26分)

議 長～総務委員長の報告を求めます。

総務委員 長～本議案は現在の部課設置を市に昇格後重大な基本的な機構を市にふさわしい様な機構に改め、そして行政事務の能率及び事務の円こつを回るために現機構を改善して、そして機構の整備をする所の基本の条例改正であります。先きに本会議より常任委員会に付託されましたが、与えられた委員会活動の期限内において、慎重なる審査をいたしまして、そして去る28日の本会議に一応報告いたしまして、そして本会議の審議に付された訳であります。本会議においても委員会の報告を元にいたしまして、審議を進めたのでありますが、進める過程において、若干委員会の目のとどかない不備の点が発見された訳であります。そこで去つた28日の本会議において、その不備な点を更に委員会が再度検討するという様なことで委員会が一応撤回をした訳であります。そこで本会議の了解を求めてそしてその先に報告された報告書が一応撤回された訳であります。更に委員会といたしましては、6月30日非公式には昨日からこの問題について検討を加えております。そこで去る本会議が指摘された部分において全体協議会を持ちまして一応全員で検討した訳であります。そこで委員会の検討出来なかつた部面を指摘されまして、その面を是正して改めて委員会の報告として先程朗読いたしました報告の内容であります。特に一部修正に当りましては、原案の企画室を総務課に改めてありますが、それにつきましては、当局の意図してある所が奈辺にあるかといった様な面を検討した場合に従来の企画立案・総合調整といった様な重大な職務が総務課の中の事務分しようとしてあつた訳であります。従来の総務課が余りにも事務分しようが多すぎたためにどうしても、その目的を容易に達成出来なかつたといった様な点が充分うかがえた訳であります。そこで企画室、総務課、民生課という3つに区分したのが原案であります。そこでその内容と名称の問題を一応は検討しましたが、どうしても、しつくり行かない部面がありまして、そこで当局においても出来るだけ内容とマッチした所の名称にしたいという様な見解も聞いておりましたので、委員会が事務分しようのあり方について検討し、そして一部を事務分しようの一部を修正した時にどうも名称とのつり合いが、これではまずいという様なことで名称を従来の原案を企画室の名称を総務課に改めて、そして当局が考えている様な企画立案から、その事務によつては執行までやらせるんだという様な考えをある程度マッチせしめるために企画室の名称を総務課に改めた理由であります。更に原案の総務課の中にありました所の人事の問題或は庶務の関係については、企画室を総務に改めた以上は、この人事関係も施策につな



がる問題でありますので、その分も一応は総務の中に持つて来まして  
そして残る住民関係、それから戸籍関係尚又それに住民に対するサー  
ビスの面をそのまま残すことになった訳でありますが、しかるばそれ  
らけで一つの課ということになるとどの程度の事務の分量があるかと  
いう様な点までほり下げて検討いたしました。聞く所によりますと  
その事務分量が相当量の課以上事務分量があるという様なことであ  
るし、尚又陣容の面からしても一人名という陣容になりましたので、  
一つの課にして、そしてよきよき住民に對するサービスと、それか  
ら残る事務の円滑を計るために一つの課にするという様なことで、  
總務課から住民課に名称を改めたのが再検討した所の結果であります  
更なるもの、当局が打ち出した所の企画室の意義が大部ぼかされてい  
るんだと、或は奪れてくるんじゃないかといつた様な印象も受ける  
てあります。が、しかたないが、いづれにしても事務分しようの内  
容と名称をマツチさせるためにはどうしても企画室を總務課に改め、  
そして将来は都が設置した場合は各々企画室だとか或は總務課、  
広報課、その他はなだ簡便であります。再検討いたしました所  
の委員会は決定した訳でありますが、以上は経過を御報告申上  
げまして、尚疑問の点或は外に質疑の投稿においてお答え  
したいと思いますというふうに考えております。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後4時48分)

議長～再開いたします。(午後4時50分)

1 番～市長にお伺いいたします。企画室の名称を總務課に改められてお  
りませうけれども、この名称について、もし改めた場合に執行面にお  
いて支障を来すということが考えられますか、これについてお伺い  
いたします。

市長～執行で内容は變えずに名前だけで執行に影響するということ  
はないと思います。只その仕事にあたる人が今の總務課から民生課  
と住民課が別れる。民生と住民を担当したものが別れて行つただけ  
というふうないわゆる新編せん味を欠く様な村の時の機構と何も  
企画という名前においては全々変わらないという感じがすると、  
仕事はやつていけると思います。

19 番～市長にお伺いいたします。市長の意圖する所の企画室とい  
うものが、本修正案によつて大部變更された様に感じますが、  
それに対して市長としてはどういふふうな見解をもつてお  
りますか。

がる問題でありますので、その分も一応は総務の中に持つて来まして、そして残る住民関係、それから戸籍関係、尚又それに住民に対するサービスの面をそのまま残すことになつた訳ですが、しからばそれらだけで一つの課ということになるとどの程度の事務の分量があるかという様な点までほり下げて検討いたしました。聞く所によりますと、その事務分量が相当量他の課以上事務分量があるという様なことであるし、尚又陣容の面からしても11名という陣容になりましたので、一つの課にして、そしてよきよき住民に対するサービスと、それから窓口事務の円滑を計るために一つの課にするという様なことで、総務課から住民課に名称を改めたのが再検討した所の結果であります。更に本市の機構の面からいつた場合にその総務課の中の事務分しようなるものが、当局が打ち出した所の企画室の意義が大部ぼかされているんだと、或は薄れてくるんじゃないかといつた様な印象も受ける訳であります。しかしながらいずれにしても事務分しようの内容と名称をマツチさせるためにはどうしても企画室を総務課に改め、そして将来は部が設置した場合は各々企画室だとか或は総務課、広報課、そつういつた様な課が生れて来るんじゃないかという様なことで、一応は企画室を総務課に改めて委員会としては決定した訳であります。以上はなほ簡単であります。再検討いたしました所の委員会としての経過を御報告申上げて、尚疑問の点或は外に質疑の段階においてお答えしたいというふうに考えております。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後4時43分)

議長～再開いたします。(午後4時50分)

1 番～市長にお伺いいたします。企画室の名称を総務課に改められておりますけれども、この名称について、もし改めた場合に執行面において支障を来すということが考えられますか、これについてお伺いいたします。

市長～執行で内容は変えずに名前だけで執行に影響するということはないと思ひます。只その仕事にあたる人が今の総務課から民生課と住民課が別れる。民生と住民を担当したものが別れて行つただけというようないわゆる新顔せん味を欠く様な村の時の機構と何も企画という名前においては全々変わらないという感じがすると、仕事はやつていけると思ひます。

19 番～市長にお伺いいたします。市長の意図する所の企画室というものが、本修正案によつて大部変更された様に感じますが、それに対して市長としてはどういふ見解をもつておりますか。



市長～初めから委員会でも申し上げた様に私達案をねるに充分慎重に検討して市の現段階においては部に進むまではよからうという案を立案した訳ではありませんが、皆さんのそれは事務に対する感覚といいますか、どうしてもその企画室という名前を変更しなければいけないという感覚で、それを修正された様であります。やむを得ないと思います。

議長～暫休憩いたします。(午後4時51分)

議長～再開いたします。(午後5時)

議長～質疑があれば、訂切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後5時1分)

議長～再開いたします。(午後5時20分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～討論省略の申がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～では議案第20号宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。

委員会案通り原案を一部修正する案に賛成の方举手願います。  
賛成者多数でありますので、委員会案通り、原案を一部修正少多して可決決定することにいたします。

議長～議案第21号、宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～進行の申がございますが、質疑を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

市長～初めから委員会でも申上げた様に私達案をねるに充分慎重に検討して市の現段階においては部に進むまではよからうという案を成案した訳であります。皆さんのそれは事務に対する感覚といますか。どうしてもその企画室という名前を変更しなければいけないという感覚で、これを修正された様であります。やむを得ないと思います。

議長～暫休憩いたします。(午後4時51分)

議長～再開いたします。(午後5時)

議長～質疑がなければ、打切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後5時1分)

議長～再開いたします。(午後5時20分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～討論省略の声がございしますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～では議案第20号宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。

委員会案通り原案を一部修正する案に賛成の方挙手願います。

賛成者多数でありますので、委員会案通り、原案を一部修正せずして可決決定することにいたします。

議長～議案第21号、宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～進行の声がございしますが、質疑を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

19番～討論省略の動議を提出いたします。

(賛成と呼ぶものあり)

議 長～只今19番議員より討論省略の動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立しております。  
お語りいたします。討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないようでありますので、本案に対する討論を省略することに決定いたします。

議 長～では議案第21号宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。  
委員会案通り、原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、原案通り可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時32分)

議 長～再開いたします。(午後5時33分)

議 長～議案第12号、1964年度宜野湾市才入才出予算についてを議題といたします。  
本案に対する修正案が参っておりますので、一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時34分)

議 長～再開いたします。(午後5時40分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～質疑がなければ、省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないようでありますので、本案に対する質疑を省略することいたします。



議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

19番～討論省略の動議を提出いたします。

(賛成と呼ぶものあり)

議 長～只今19番議員より討論省略の動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立しております。  
お語りいたします、討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないようでありますので、本案に対する討論を省略することに決定いたします。

議 長～では議案第21号宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例についてを賛決に付します。  
委員会案通り、原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、原案通り可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時32分)

議 長～再開いたします。(午後5時33分)

議 長～議案第12号、1964年度宜野湾市才入才出予算についてを議題といたします。  
本案に対する修正案が参っておりますので、一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時34分)

議 長～再開いたします。(午後5時40分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～質疑がなければ、省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないようでありますので、本案に対する質疑を省略することいたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

5 番～地方自治体は、財政強化は至上命令であります。当市におきましては格段におきまされ、将来に向つて都市計画の重要な市政をやつております。そこで当然その方向に市政のあり方をうけるためには、現在の財政状態では、とつもおぼつかない様な感じをいたします。そこで当局においてもいろいろと事情があつたでありますが、それでも尚我々は答弁において納得出来ない点がありました。そこで今後過去のことはいざ知らず、将来に向つて当局をして積極的施策を市政にあらしめるために、又その方向に正しい市政に方向変更をしていくためにどうしても都計事業、或は財政政策の改善という方面にそれ相応の才出を計上しなくちゃいけないと思つております。そこで修正案の通り賛成いたします。

議長～外に、なければ討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～では議案第12号、1964年度宜野湾市才入才出予算についてを、表決に行します。  
原案を一部修正した、修正案に賛成の方举手願います。

議長～賛成多数。よつて本案は全会一致でもつて修正案通り修正可決決定いたします。

議長～議案第13号、1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算についてを議題といたします。本案は質疑の段階において継続審議になつておりましたので、質疑を求めます。

議長～質疑がなければ、打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないようでありますので、質疑を打ち切ることにいたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～別に御意見がなければ、討論を省略したいと思いますが御異議ございませんか。

議 長～本案に対する討論を求めます。

5 番～地方自治体は、財政強化は至上命令であります。当市におきましては将来におきましても将来に向つて都市計画の重要な市政をやつております。そこで当然その方向に市政のあり方をうけるためには、現在の財政状態では、とつもおぼつかない様な感じをいたします。そこで当局においてもいろいろと事情があつたであらうありますが、それでも我々は答弁において納得出来ない点がありました。そこで今後過去のことはいざ知らず、将来に向つて当局をして積極的施策を市政にあらしめるために、又その方向に正しい市政に方向転換をして載くためにどうしても都計事業、或は財政政策の改善という方面にそれ相当の才出を計上しなくちゃいけないと思つております。そこで修正案の通り賛成いたします。

議 長～外に、なければ討論を打ち切りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議 長～では議案第12号、1964年度宜野湾市才入才出予算についてを、表決に付します。  
原案を一部修正した、修正案に賛成の方挙手願います。

議 長～賛成多数。よつて本案は全会一致でもつて修正案通り修正可決決定いたします。

議 長～議案第13号、1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算についてを議題といたします。本案は質疑の段階において継続審議になつておりましたので、質疑を求めます。

議 長～質疑がなければ、打ち切りたいと思ひますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異がないようでありますので、質疑を打ち切ることにいたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～別に御意見がなければ、討論を省略したいと思ひますが御異議ございませんか。



(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案に対する討論を省略することにいたします。

議 長～では議案第13号、1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算についてを、表決に付します。  
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので、全会一致でもって議案第13号、1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算については、原案通り可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時51分)

議 長～再開いたします。(午後5時52分)

議 長～休憩中にお語りしました様に、議案第28号、工事請負契約を結ぶことについてを追加願います。

議 長～次に議案第29号、これはまだプリントはお手許にはお配りしてありませんけれども、宜野湾市議会規則の一部を改正する規則についてを追加願います。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時54分)

議 長～再開いたします。(午後5時55分)

議 長～議案第28号、工事請負契約を結ぶことについてを議題といたします書記長をして一応閉院せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案の理由がそこに示された通りであります。後は御質問にお答えしたいと思っております。よろしく御質問を御願いたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

1 番～入札額の最高額はいくらですか。

建設課長～最高が5,740 \$でございます。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案に対する討論を省略することにいたします。

議 長～では議案第13号、1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算についてを、表決に付します。  
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので、全会一致でもつて議案第13号、1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出予算については、原案通り可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時51分)

議 長～再開いたします。(午後5時52分)

議 長～休憩中にお語りしました様に、議案第28号、工事請負契約を結ぶことについてを追加願います。

議 長～次に議案第29号、これはまだプリントはお手許にはお配りしてありませんけれども、宜野湾市議会規則の一部を改正する規則についてを追加願います。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時54分)

議 長～再開いたします。(午後5時55分)

議 長～議案第28号、工事請負契約を結ぶことについてを議題といたします  
書記長をして一応朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案の理由がそこに示された通りであります。後は御質問にお答えしたいと思っております。よろしく御答覆を御願いたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

1 番～入札額の最高額はいくらですか。

建設課長～最高が5,740 \$でございます。

1 番～入札参加者は何名でございますか。

建設課長～5名でございます。

5 番～5名ですか。入札者は。

建設課長～はい、5名でございます。

5 番～5名。この金入札者の金額だけ説明をお願いします。1番、2番、3番、4番、5番。

建設課長～最低の方から申し上げます。最高の方が5,200 \$ 同じく5,200 \$、5,640 \$、5,700 \$ とういうふうになっております。

第1回目の入札は枠内に入っておりませんので、第2回目ちゆうせんいたしまして、その中で2名の方が更に応募しております。それでこの2名の方によつて更に競争入札をいたしました所、この2名の方の最低が5,550 \$、最高の方が5,080 \$ とういうふうになっております。

1 番～そういたしますと、この書いてある4,560 \$ という契約金額はどういう内容差のものですか。

建設課長～只今申上げましたのは間違いで訂正します。4,550 \$ であります。

1 番～4,550 \$ が最終の入札の最低額という訳ですか。

5 番～もう1回質問します。当局が申請した最低見込額はいくらですか。どの位の差がありますか。入札決定額と当局の最低額の見込額とどの位の差額がありますか。差額だけで結構です。

建設課長～4,550 \$ であります。

課長～他に質疑がなければ、打ちりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

課長～御異議がないので、左様決定いたします。

課長～本案に対する討論を求めます。

課長～御意見がなければ、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。



1 番～入札参加者は何名でございますか。

建設課長～5名でございます。

5 番～5名ですか。入札者は。

建設課長～はい。5名でございます。

5 番～5名。この金入札者の金額だけ説明をお願いします。1番。2番。3番。4番。5番。

建設課長～最低の方から申し上げます。最高の方が5,200 \$ 同しく5,200 \$。5,640 \$。5,700 \$ とういうふうになっております。

第1回目の入札は枠内に入っておりませんので、第2回目ちゆうせんいたしまして、その中で2名の方が更に応募しております。それでこの2名の方によつて更に競争入札をいたしました所、この2名の方の最低が5,550 \$。最高の方が5,080 \$ とういうふうになっております。

1 番～そういたしますと、この書いてある4,560 \$ という契約金額はどういう内容差のものですか。

建設課長～只今申し上げましたのは間違いで訂正します。4,550 \$ であります。

1 番～4,550 \$ が最終の入札の最低額という訳ですか。

5 番～もう1 委質問します。当局が申請した最低見積額はいくらですか。どの位の差がありますか。落札決定額と当局の最低線の見積額とどの位の差額がありますか。差額だけで結構です。

建設課長～4,550 \$ であります。

議 長～他に質疑がなければ、打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がないので、左様決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～御意見がなければ、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では議案第28号、工事請負契約を結ぶことについてを改決に付します。原案に御異議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がございませんので、全会一致で議案第28号、工事請負契約を結ぶことについてを原案通り可決決定いたします。

議 長～次はお手許にはお配りしてありませんが、日程第26、議案第29号、立野村市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

一応書記長をして朗読せしめます。

10番～提案理由にも示された通りで、議案を慎重に審議する上において、是非あの会期が適当な会期と思っております。尚時間にしても通常我々が行つておるように10時から5時までが適当な時間と思つて提案した訳でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後6時5分)

議 長～再開いたします。(午後6時11分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～質疑がなければ省略したいと思います。御異議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がないようでありますので、左様決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～進行の声をございますが、討論を省略することに御異議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では議案第28号、工事請負契約を結ぶことについてを妥決に付します。原案に御異議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がございませんので、全会一致で議案第28号、工事請負契約を結ぶことについてを原案通り可決決定いたします。

議 長～次はお手許にはお配りしてありませんが、日程第26、議案第29号  
宜野湾市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

一 応書記長をして朗読せしめます。

10番～提案理由にも示された通りで、議案を慎重に審議する上において、是非の会期が適当な会期と思っております。前時間にしても通常我々が行つておるように10時から5時までが適当な時間と思つて提案した訳でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後6時5分)

議 長～再開いたします。(午後6時11分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～質疑がなければ省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がないようでありますので、左様決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～進行の戸がとございますが、討論を省略することに御異議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～では議案第29号、宜野湾市議会会議規則の一部を改正する規則についてを改決に付します。  
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、原案通り可決決定いたします。

4番～大変問題が多くて又問題を出すということは恐縮ではありますが、御議を提出いたします。どうしても本会期で皆さんの御協力を得たいという様な意味合いで今会展に提出する訳であります。  
この御議は35号線の仮設促進方要請決議であります。既道路は政府道路ですが、特に吾天間を起点としている所の阿中城・ひいては与那原或は阿部に沿う所の重要な道路路線でありまして、それにはバス路線にもなっております。そこで交通量においても軍道路とひびつてきすだけの交通量がありまして、どうしてもこの道路の仮設が早急な問題として突進されなくちやいけないということでありまして、この道路は10年前から一応村が動き向又地元でも再三動きまして、そして政府に陳情して、そして政府としてもその点は充分認めております。更に又この道路に建われる維持管理費がばく大な年々金額になつておりますが、これを何とか補償することによつてこういつた様な面も省けるし、尚又宜野湾市においては政府道として仮設されるのが、前に議会で要請決議をした所の5号線の延長、其榮原から首里までの間が、すでに着工され完成に近づいております。そこでどうしてもその次に政府道として仮設しなくちやいけない。この道路が、この30号線じやないかというふうに考える意味で、本陳情の決議案を提出してあります。1つよろしく皆さんのご検討をお願いいたしまして御協力を得たいと思つております。  
そして要請文については、一応事務局にお願いし、尚又その要請決議文の提出方は政府にして戴きたいと思ひます。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今4番議員より35号線の仮設促進方についての御議が提出され、所定の賛成者がありましたので、御議は成立しております。  
お諮りいたします。本案を日程に追加することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～では決議案第4号、35号線の仮設促進方についてを議題といたします。



議長～では議案第29号、宜野湾市議会会議規則の一部を改正する規則についてを表決に付します。  
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、原案通り可決決定いたします。

4番～大要問題が多くて又問題を出すということは恐縮ではありますが、動議を提出いたします。どうしても本会期で皆さんの御協力を得たいという様な意味合いで今会議に提出する訳であります。  
この動議は35号線のほ装の促進方要請決議であります。概道路は政府道路であります。特に普天間を起点としている所の両中城・ひいては与那原或は南部に通ずる所の重要な道路路線でありまして、それにバス路線にもなっております。そこで交通量においても軍道路とひつてきするだけの交通量がありまして、どうしてもこの道路のほ装が早急な問題として実施されなくちやいけないということでありまして、この道路は10前から一応村が動き向又地元でも再三動きまして、そして政府に陳情して、そして政府としてもその点は充分認めております。更に又この道路に使われる維持管理費がばく大な年々金額になつておりますが、これを何とか補償することによつてこういった様な面も省けるし、向又宜野湾市においては政府道としてはほ装されるのが、前に議会で要請決議をしました所の5号線の延長。真栄原から首里までの線が、すでに着工され完成に近づいております。そこでどうしてもその次に政府道としてほ装しなくちやいけない。この道路が、この30号線じやないかというふうに考える意味で、本陳情の決議案を提出してあります。1つよろしく皆さんのご検討をお願いいたしまして御協力を得たいと思つております。  
そして要請文については、一応事務局にお願いし、向又その要請決議文の提出方は政府にして戴きたいと思ひます。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今4番議員より35号線のほ装促進方についての動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立しております。  
お諮りいたします。本案を日程に追加することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～では決議案第4号、35号線のほ装促進方についてを議題といたします。

議 長～一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後6時17分)

議 長～再開いたします。(午後6時18分)

議 長～本案については、質疑並びに討論省略の声がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議 長～では決議案第4号、35号線の任職促進方についてを表決に付します  
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、全会一致でもつて決議案第4号、35号  
線の任職促進方については原案通り可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後6時20分)

議 長～再開いたします。(午後6時21分)

18番～論議を提出いたします。ごく簡潔に申し上げます。文案は準備してあり  
ませんので口頭で了承願いたいと思います。

議題は所得税の減税要請決議であります。現在立法院は開会中であり  
ますが、立法院において、自主的に立法いわゆる減税の所得税の減税  
をすんだということ、立法寸前に至りまして、弁務官からこれは  
まかりならないという事で、一応は行政府の立法要請案も撤回されて  
おります。しかしながら我々の減税という問題は切実なる住民の世論  
でありまして、むしろその減税そのものの考え方としまして、弁務官  
が指示するから、拒否するから減税やらないんだということじやなく  
して、税そのものから根本的に検討しました場合には、現在において  
は所得税は、いわゆる世界で一番高い所の税金は争議だというふうに  
批判されている現状であります。その中で特に行政をあずかる行政府  
でさえも所得税は高いということは一応は勸告はしたものの、弁務  
官のまかりならないといふたことで撤回をされておりますが、しか  
しながらそれはあくまでも税そのものは税そのものの根本的な問題に  
立つて、住民は住民側としての意志によつてそういうのを解決すべき

議 長～一応書記長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後6時17分)

議 長～再開いたします。(午後6時18分)

議 長～本案については、質疑並びに討論省略の聲がございしますが、御異議ございせんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございせんので、左様決定いたします。

議 長～では決議案第4号、35号線の任装促進方についてを表決に付します  
原案に御異議ございせんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございせんので、全会一致でもつて決議案第4号、35号  
線の任装促進方については原案通り可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後6時20分)

議 長～再開いたします。(午後6時21分)

18番～助議を提出いたします。ごく簡潔に申し上げます。文案は準備してあり  
ませんので口頭で了承願いたいと思います。

議題は所得税の減税要請決議であります。現在立法院は開会中であり  
ますが、立法院において、自主的に立法いわゆる減税の所得税の減税  
をするんだということ、立法寸前に至りまして、弁務官からこれは  
まかりならないという事で、一応は行政府の立法要請案も撤回されて  
おります。しかしながら我々の減税という問題は切実なる住民の世論  
でありまして、むしろその減税そのものの考え方としまして、弁務官  
が指示するから、拒否するから減税やらないんだということじやなく  
して、税そのものから根本的に検討しました場合には、現在において  
は所得税は、いわゆる世界で一番高い所の税金は神祕だというふうに  
批判されている現状であります。その中で特に行政をあずかる行政府  
自体でさえ所得税は高いということで一応は勸告はしたものの、弁務  
官のまかりならないといふたことで撤回をされておりますが、しか  
しながらそれはあくまでも税そのものは税そのものの根本的な問題に  
立つて、住民は住民側としての意志によつてそういうのを断交すべき



だというふうに考える訳であります。それからしまして現段階におきましても、政治の大はんを決定するやうないわゆる勢力、自民党でさえも議員団としては議員立法をして減税をするんだというふうに聞いております。それでは答えるべく我が宮野湾市議会におきましても、今度の立法府の所得税の減税をするんだというふうな趣旨、尚ほをかけるべく宮野湾市議会におきましても所得税の減税、いわゆる所得税減税突進要請決議を決議として提出いたします。皆様のお賛同をお願いいたします。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今18番議員より、所得税減税突進要請方決議についての決議が提出され、所定の賛成者がございましたので、決議は成立いたしましたお諮りいたします。本案を日程に追加することに御賛成ございませんか。

(賛成なしと呼ぶ)

議長～御賛成がないものと認め、左様決定いたします。

議長～では決議案第5号、所得税減税突進要請方決議についてを議題といたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～質疑、討論省略の声がございしますが、御賛成ございませんか。

(賛成なしと呼ぶ)

議長～御賛成がございませんので、左様決定いたします。

議長～では決議案第5号、所得税減税突進要請方についてを表決に付します。原案に御賛成ございませんか。

(賛成なしと呼ぶ)

議長～御賛成がございませんので、全会一致でもつて決議案第5号、所得税減税突進要請方については原案通り可決決定いたします。尚ほ御賛成は事務局に願って要請するにいたします。

議長～暫休憩いたします。(午後6時7分)

議長～再開いたします。(午後7時5分)



だというふうに考える眼であります。それからしまして現段階におきましても、政治の大はんを決定するやうないわゆる勢力、自民党でさえも議員団としては議員立法をして減税をするんだというふうに聞いております。それぞに答えるべく我が宜野湾市議会におきましても、今度の立法院の所得税の減税をするんだというふうな趣旨、尚ほをかけるべく宜野湾市議会におきましても所得税の減税、いわゆる所得税減税実施要請決議を動議として提出いたします。皆様のお賛同をお願いいたします。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今1も番議員より、所得税減税実施要請方決議についての動議が提出され、所定の賛成者がございましたので、動議は成立いたしましたお諮りいたします。不条件を日程に追加することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、左様決定いたします。

議長～では決議案第5号、所得税減税実施要請方決議についてを議題といたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～質疑、討論省略の戸がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～では決議案第5号、所得税減税実施要請方についてを表決に付します原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、全会一致でもって決議案第5号、所得税減税実施要請方については原案通り可決決定いたします。尚ほ原案文は事務局にお願して要請するにいたします。

議長～暫休憩いたします。(午後6時57分)

議長～再開いたします。(午後7時5分)

議長～全日程終了いたしましたので、これをもつて第9回宜野湾市議会定例会を閉会することにいたします。皆様方には長期にわたり慎重なる御審議をしていただきまして、どうも御苦勞様でした。

議長～閉会（午後7時6分）

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する

1964年 // 月 // 日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員 又 吉 正 弘

議事録署名議員 伊 佐 真 得



議長～全日程終了いたしましたので、これをもつて第9回宜野湾市議会定例会を閉会することにいたします。皆様方には長期にわたり貴重な御審議をしていただきまして、どうも御苦勞様でした。

議長～閉会（午後7時6分）

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する

1964年 // 月 // 日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員

議事録署名議員

又吉正弘

伊佐真得

